

## 一般社団法人 山口県臨床工学技士会組織運営規定

### (総則)

第1条 山口県臨床工学技士会(以下本会と呼ぶ)の組織運営は定款によるほか、この規定に定めるところによる

### (入会金及び会費)

第2条 定款第9条による入会金及び年会費は次のとおりとする。

- (1)正会員の入会金は2,000円とし、年会費は3,000円とする。
- (2)賛助会員の会費は年額20,000円とする。

### (選任)

第3条 定款第26条による役員を選出を次のごとく定める。

2. 選挙権及び被選挙権を有するものは、(選挙告示現在)会費を完納している正会員に限る。

第4条 役員を選出するため、理事会の承認を得て、選挙管理委員を設ける。

2. 選挙管理委員は、正会員の中より若干名を選出して構成し、委員長は互選する。但し、選挙管理委員は役員候補者にはなれない。

3. 選挙管理委員は次の業務を行う。

(1)選挙の告示

(2)理事及び監事候補者届けの受理、資格審査、候補者の公示

(3)投票及び開票の管理と当選の確認

(4)総会に選挙結果の報告

4. 選挙管理委員の任期は任命された日から選挙結果の報告日までとする。

### (選挙)

第5条 役員に立候補しようとするもの又は候補者を推薦しようとするものは選挙管理委員に書面で届け出る。但し推薦届けの場合には本人の同意を必要とする。

2. 選挙は立候補届けのあったものについて、正会員の無記名投票により行い、理事及び監事についてそれぞれ単記制とする。

3. 当選者は、それぞれ有効投票数を得たものから高点順に定める。

4. 役員選挙は定員以上の場合には選挙とし、定員以内の場合は無投票にて選出する。

5. 役員選挙で当選者が定員を越えないときは、当選者にて役員を推薦することができる。

6. 役員選挙は当選候補者が当選を辞退した場合は、次点者が当選者となることのできる。

### (無投票)

第6条 各選挙を通じ、締め切り日を経過するも立候補者が定数を越えないとき、又は越えなくなったときは無投票で当選者を定めることができる。

### (異議申し立て)

第7条 選挙に関する異議は公示後14日以内に選挙管理委員に書面で申し立てることができる。

(出張)

第8条 会長は、会務のため関係役員に出張を命ずることができる。

(出張旅費)

第9条 この規定は、出張旅費及び理事会等に出席するための交通費について定める。

2. 理事会に出席する場合は次の日当を支給する

日当 1,000円

3. 出張する場合は、次の旅費を支給する。

汽車賃 特急旅客運賃

汽船賃 普通旅客運賃

車賃 燃料費+高速道路料金

飛行運賃 普通旅客運賃

日当 5,000円

宿泊料 8,000円

3. 出張の許可は会長が行う。

4. 日当(食事代を含む)は出張日数、宿泊料は宿泊日数に応じてこれを支給する。

5. 日帰りの出張は、交通費のみを支給する。

6. 本会以外から交通費あるいは経費が全額又は一部が支給されたときは、本会よりの支給はその差額分とする。

(役員報酬)

第10条 この規定は、役員の報酬について定める。

2. 役員に任命された者は次の報酬を支給する。

会長 30,000円/年

副会長、事務局長 20,000円/年

その他の理事、監事 10,000円/年

(細則の変更及び報告義務)

第11条 この細則の変更は、理事会において決定し、総会で報告しなければならない。

(付則)

1 この付則は、本会の設立の日(平成23年2月4日)から施行する。